

岡山市建築確認手続等円滑化推進計画書

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から施行の建築確認手続等々の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について(技術的助言)(平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 6 5 5 号)」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものです。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

(適判物件・非適判物件毎に審査に要する平均所要期間を把握・分析(平成 21 年度受付分))

物件は建築基準法第 6 条第 1 項第 2, 3 号を対象としています。

	事前相談		確認申請から確認済証交付						合計	
	総日数	実審査 日数	確認審査 1		適判審査		計		総日数	実審査 日数
			総日数	実審査 日数	総日数	実審査 日数	総日数	実審査 日数		
適判物件 2	-	-	36	21	29	19	65	40	65	40
非適判物件	-	-	29	17	-	-	29	17	29	17

1 確認審査日数に消防同意審査日数を含めています。

2 適判物件とは構造計算適合性判定物件をいいます。以下同じ。

(2) 確認申請から確認済証交付までに長期間を要している物件の把握・分析(適判物件・非適判物件毎)

- ・適判対象建物が数棟あり、規模も大きいいため申請者側の追加説明・補正に時間を要しています。
- ・非適判物件で規模が小さい場合でも不整合等が多数ある場合は申請者側の追加説明・補正に時間を要しています。

(3) 確認審査の流れ(適判物件・非適判物件毎)(消防同意手続きを含む。)

確認審査 消防同意 適判審査 確認済 (適判物件)  
確認審査 消防同意 確認済 (非適判物件)

(4) 確認審査の体制

意匠、設備については審査係、構造については構造審査係が担当することになります。

(5) 事前相談

事前審査は行っていませんが、事前相談は受け付けています。

(6) ヒアリング

相談、追加説明等を通じて設計者にヒアリングを行っています。

(7) 審査担当者会議

審査を通じた問題点について建築主事、各担当間で協議を行っています。

(8) 長期間かかっているものの理由と対応

不整合等が多数あり、追加説明・補正に時間を要しており、設計者に対して事前のチェックを行うよう促しています。

- ( 9 ) その他、指摘事項のバラツキをなくすために工夫していること  
担当者間及び建築主事と適宜相談をしてバラツキをなくすよう心がけています。
- ( 1 0 ) その他、確認審査に要する期間を短くするために工夫していること  
指摘が多い場合は、事前にメールで指摘内容を設計者に送付しています。

### 3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標としています。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認申請書の受付から確認済証交付までの所要期間について概ね 35 日（不備が多い物件は概ね 56 日）以内を目指します。

「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除く。

### 4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化について取り組み方針を以下のように定めています。

- ( 1 ) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底
  - ・確認図書の受付の時点で、  
記載すべき事項が欠落していないか、  
図書の整合性がとれているか、  
法適合上、大きな問題がないか等を、チェックシート等により確認する。
  - ・以下のような確認図書は、適正なものとは認められません。
    - ・申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
    - ・設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。
- ( 2 ) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善
  - ・確認図書の受付後、意匠審査と構造審査を複数の担当者で並行して行います。
  - ・補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるとなります。相当の期限は、内容に応じて、概ね 2 週間以内の一定期間です。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によります。
  - ・適判物件については、積極的に建築主事と適判機関との並行審査を行うこととします。
  - ・指摘事項について担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報を共有し、調整を行います。
- ( 3 ) 審査体制の改善
  - ・円滑な確認審査を可能とするため、意匠審査、構造審査をできる限り並行して行えるよう、審査体制の充実を図っていきます。
- ( 4 ) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定
  - ・適判物件については、積極的に並行審査を行うこととし、意匠設計と構造設計に影響を与える問題がないことを概ね確認した上で、意匠図と構造図の整合性を確認の後、速や

かに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施するものとします。また、円滑な並行審査の実施のため、受付後、直ちに構造計算適合性判定機関に連絡することを始めとして、十分な調整や情報交換を行います。

- ・消防同意についても、積極的に並行審査を行うこととし、消防署と十分な調整や情報交換を行います。

(5) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施

- ・建築確認円滑化対策連絡協議会に参加し、特定行政庁、指定確認検査機関、建築設計関係団体、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努めます。

(6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

- ・建築主事が、物件毎の審査の進捗状況を把握し、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図るよう努めます。

## 5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取り組み方針を以下のとおり定めます。

(1) 物件毎の進捗管理

- ・円滑な確認審査の推進のため、確認申請書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を建築主事が管理するものとし、毎月、各物件の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数等を整理し把握します。

(2) 確認審査に係る窓口等の設置

- ・審査に係る相談、意見等を受け付ける窓口を建築指導課に設置します。

(3) 相談等窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握

- ・寄せられた意見等については、建築指導課において整理し、実態を把握し、必要に応じて、バラツキ是正等を行うものとします。

(4) 審査員への指導等の取組み方針

- ・建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設けます。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行います。また、審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させます。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

- ・岡山県建築行政会議への出席や、日本建築行政会議の検討結果などを参考に適切な運用を図ります。

## 6. その他

(1) 推進計画書の公表方法

市建築指導課のホームページに掲載します。